

# 令和5年度青森県内創業・起業支援制度一覧

(令和5年12月末日現在)

## 目次

1. 講座・セミナー・交流会	・・・ 1
2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)	・・・ 5
3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)	・・・ 11
4. 融資制度(自治体融資制度を除く)	・・・ 23

# 1. 講座・セミナー交流会

■令和5年12月末現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
8～11月	令和5年度創業・起業セミナー・合同制度説明会	全県	<p>【内容】創業に向けての専門家のワンポイントアドバイスや先輩起業家の体験談を聞けるセミナーと、各関係機関の支援制度をご紹介する説明会を開催します。</p> <p>【場所】県内7地域 【日時】8/22三沢市、8/29八戸市、9/5五所川原市、9/12十和田市、10/5黒石市、10/19むつ市、11/2弘前市 【受講料】無料 【URL】<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/support_for_entrepreneurs.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/support_for_entrepreneurs.html</a> 【オンライン】Zoomによる参加可</p>	青森県 地域産業課 創業支援グループ (担当:小笠原) 電話:017-734-9374
6月 11月 3月	あお☆スタセミナー	青森市	<p>【内容】域内外で活躍する先輩起業家等を招き、地域でのスタートアップを目的としたイベント。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】6月、11月、3月(予定) 【講師】先輩起業家等 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.facebook.com/aostacenter/">https://www.facebook.com/aostacenter/</a> (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】参加可能(予定)</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山・田村) 電話:017-734-1311
8月	あお☆スタピッチ交流会	青森市	<p>【内容】AOMORI STARTUP CENTERを活用し起業または事業展開した事業者等のビジネスモデルや事業内容を、事業者自らピッチ(ショートプレゼン)するイベント。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】8月 【受講料】ピッチイベント無料 【URL】<a href="https://www.facebook.com/aostacenter/">https://www.facebook.com/aostacenter/</a> (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】参加可能(予定)</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山・田村) 電話:017-734-1311
7～9月 1～3月	あお☆スタ起業塾	青森市	<p>【内容】起業家コミュニティ形成に向けたワークショップを年に2回開催</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】第1回(7～9月)、第2回(1～3月) 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.facebook.com/aostacenter/">https://www.facebook.com/aostacenter/</a> (AOMORI STARTUP CENTERのFacebookのURL) 【オンライン】-</p>	青森商工会議所 経営支援課 (担当:横山・田村) 電話:017-734-1311
8月	学生起業塾	青森市	<p>【内容】大学生・高校生向けの起業塾</p> <p>【場所】青森商工会議所会館 【日時】8/17 9:00～17:30、8/18 9:00～17:00 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.aomoricgu.ac.jp/communications_and_extension/regional_contribution/openlecture/g_tp_20230817">https://www.aomoricgu.ac.jp/communications_and_extension/regional_contribution/openlecture/g_tp_20230817</a> 【オンライン】-</p>	青森中央学院大学 研究支援・地域連携課(担当:竹中) 電話:017-728-0121

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
10月	社会デザイン・ ビジネス研究 フォーラム2023	青森市	<p>【内容】 社会課題解決に取り組んでいる企業内外の新規事業開発トップランナー、青森地域の自治体・大学・企業・NPO・住民・学生・個人など全てのステークホルダーが一堂に会し、社会課題の構造理解を深めながら、トップランナーによる取り組み事例の共有、最新のビジネスモデルを発表を通じつつ、関係者間の関係構築・共創により社会課題解決を加速していくプロジェクト 参考(昨年度開催内容) <a href="https://sd-bl.net/event/event-2195/">https://sd-bl.net/event/event-2195/</a></p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】10/5, 6, 7 【講師】URLページに記載のとおり 【受講料】個人5,000円/法人49,800円/青森県内企業15,000円/学生無料 【URL】 <a href="https://www.aomoricgu.ac.jp/communications_and_extension/regional_contribution/openlecture/g_tp_20231005">https://www.aomoricgu.ac.jp/communications_and_extension/regional_contribution/openlecture/g_tp_20231005</a> 【オンライン】-</p>	青森中央学院大学 研究支援・地域連携 課(担当:竹中) 電話:017-728-0121
11月	創業者向けセミナー	青森市	<p>【内容】 確定申告に不安を抱えている方、「税」について最新の情報を知りたい方にぴったりな、税務の基礎知識、確定申告のポイント、消費税のインボイス制度が学べるセミナーを開催。</p> <p>【場所】青森県共同ビル5階大会議室 【日時】11/20 13:30~15:00 【講師】東北税理士会青森県支部連合会 兼平 浩美 氏 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】zoomによる参加可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1356 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
10~11月	創業・起業サポート セミナー	弘前市	<p>【内容】 創業・起業を目指す方や創業後間もない事業者を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、先輩起業家の体験談などをお伝えするセミナーを開催します。 創業するにあたって必要な準備と心構え、創業後も役立つマーケティングについて学ぶことができます。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】10/20、10/27、11/10、11/17、11/24 各回18:00~20:00 【講師】各回で専門の方が講師をします。 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/ivent-shien2018-0529-0938-40.html">https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/ivent-shien2018-0529-0938-40.html</a> 【オンライン】-</p>	ひろさきビジネス 支援センター 電話:0172-32-0770
12月	創業・起業アフター フォローセミナー	弘前市	<p>【内容】 創業後の方を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、創業者同士の交流の場として開催します。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】12/1 18:00~20:00 【講師】- 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/ivent-shien2018-0529-0938-40.html">https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/ivent-shien2018-0529-0938-40.html</a> 【オンライン】-</p>	ひろさきビジネス 支援センター 電話:0172-32-0770
1~2月	創業セミナー(仮)	弘前市	<p>【内容】 創業に関するセミナー</p> <p>【場所】弘前商工会議所 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】- 【オンライン】未定</p>	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
6～12月	弘大じよっぱり 起業家塾2023	弘前市	<p>【内容】 学生や研究者、一般市民等を対象に、起業に関する基礎的な知識を学ぶだけではなく、地域ビジネスに関わる経営学のセオリー、起業家の講演から学ぶ事例研究、事業計画の策定演習等を通して、柔軟な発想力や高い企画提案力を身につけることを狙いとしたプログラムを実施することで、起業家マインドを持つ地域で活躍できる人材を育成し、次世代経営者や自治体職員、社会人、学生を支援する。</p> <p>【場所】弘前大学 【日時】 6/22・7/6・7/20・8/31・9/14・10/5・10/19・10/26・11/16・11/30・12/21 【講師】詳細は下記URLサイト掲載のとおり 【受講料】無料 【URL】<a href="https://www.hirosaki-u.ac.jp/events/86101/">https://www.hirosaki-u.ac.jp/events/86101/</a> 【オンライン】zoomによる参加については要相談</p>	弘前大学 社会連携課 総務企画グループ 弘大じよっぱり起業家 塾事務局 (担当:中屋敷) 電話:0172-39-3978
10月	創業者向けセミナー	八戸市	<p>【内容】 「SNS広告に興味があるけどやり方がわからない…」「使い方はわかるけど具体的な集客方法がわからない…」そのような方向けのSNS広告活用術が学べるセミナーを開催。</p> <p>【場所】YSアリーナ 【日時】10/26 15:00～16:30 【講師】POSE CREATION 柴田 穰 氏 【受講料】無料 【URL】— 【オンライン】zoomによる参加可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1356 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
1～2月	あおもり起業家 養成講座 (黒石市創業 セミナー)	黒石市	<p>【内容】 創業間もない方や創業・起業に興味のある方を対象に、創業に必要な知識の習得や創業後の経営安定支援のため、専門家(インキュベーション・マネジャー)によるセミナーを行います。</p> <p>【場所】黒石市産業会館4階 大会議室 【日時】1/25、2/1、2/8、2/22、2/29 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】<a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/2020-1214-1646-61.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/2020-1214-1646-61.html</a></p>	黒石市 商工課商工振興係 (担当:齋藤) 電話:0172-52-2111 (内線641)
1～2月	あおもり起業家 養成講座 (五所川原会場) 五所川原圏域 創業セミナー	五所川原市	<p>【内容】 「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためには何が必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識等を体系的に習得することができます。</p> <p>【場所】五所川原市民学習情報センター 【日時】1/23、1/30、2/6、2/20、2/27 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】 <a href="https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/sogyo_semina.html">https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/sogyo_semina.html</a></p>	五所川原市 商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)
11～12月	十和田市 創業支援セミナー	十和田市	<p>【内容】 創業に必要なとされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識を学ぶセミナーを実施します。</p> <p>【場所】十和田市地域交流センター「とわふる」 【日時】11/10、11/17、11/24、12/1 16:00～18:30 【講師】シニア・インキュベーション・マネジャー 鎌田 直人 氏 【受講料】無料 【URL】 <a href="https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/soukigyoushien.html">https://www.city.towada.lg.jp/sangyo/koyou/soukigyoushien.html</a></p>	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話:0176-51-6773

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
9月	創業支援セミナー	むつ市	<p>【内容】 創業希望者等を対象にSNSを活用したマーケティング方法について、解説する創業支援セミナーを開催します。</p> <p>【場所】むつ来さまい館 【日時】9/9 13:30～15:00 【講師】NPO法人あおもりIT活用サポートセンター インストラクター 斎藤 美佳子 氏 【受講料】無料 【URL】 <a href="http://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/2023-0227-1433-69.html">http://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/2023-0227-1433-69.html</a> 【オンライン】-</p>	むつ市 産業雇用政策課 (担当: 中村) 電話: 0175-22-1111 (内線2651)
10～11月	下北創業塾	むつ市	<p>【内容】 創業するために必要な「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を身につける少人数制の講座を開催します。修了後に創業した場合、登録免許税の軽減や融資条件の緩和などの支援措置が受けられます。(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施)</p> <p>【場所】むつ来さまい館 【日時】10/7、10/21、10/28、11/11、11/25 各回13:30～16:00 【講師】シニア・インキュベーション・マネジャー 鎌田 直人 氏 【受講料】無料 【URL】 <a href="https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyoujuku.html">https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyoujuku.html</a> 【オンライン】-</p>	むつ市 産業雇用政策課 (担当: 中村) 電話: 0175-22-1111 (内線2651)
未定	創業支援セミナー	七戸町	<p>【内容】 七戸町内での創業を目指している方、創業して間もない方を対象に、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に係る基礎的な知識を習得するためのセミナーを開催します。</p> <p>【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】未定</p>	七戸町 商工観光課 (担当: 中村) 電話: 0176-62-2137
1月10日	創業支援機運醸成交流会	田子町	<p>【内容】 「私たちの仕事展」と題し、町内のデザイナーと直接対話できる作品(仕事の一部)展示会を開催。商品開発を検討する創業希望者や6次産業化に取り組む農業者、未来を担う子供たちなどに、町のデザイナーの存在を知らせ、その仕事内容を可視化することを目的としている。</p> <p>【場所】田子町文化観光交流施設みろく館 【日時】1/13 13:00～17:00 【講師】- 【受講料】無料 【URL】未定 【オンライン】-</p>	田子町 商工振興課 6次産業戦略推進 グループ (担当: 本木) 電話: 0179-23-0153
7月・12月	創業支援セミナー・創業計画書の作り方	オンライン	<p>【内容】 創業計画書の作成方法など、創業にあたり必要な知識・情報をわかりやすく説明。</p> <p>【場所】Zoomによるオンライン開催 【日時】7/26、12/13 各回18:00～19:30 【講師】日本政策金融公庫融資担当 【受講料】無料 【URL】<a href="https://direct.jfc.go.jp/w112_SeminarApply?id=a07eb3da-44e6-4e38-8b79-e4a29aee98fd">https://direct.jfc.go.jp/w112_SeminarApply?id=a07eb3da-44e6-4e38-8b79-e4a29aee98fd</a> 【オンライン】zoom</p>	日本政策金融公庫 弘前支店 電話: 0172-36-6303  弘前商工会議所中小 企業相談所 電話: 0172-33-4111  五所川原商工会議所 電話: 0173-35-2121  黒石商工会議所 電話: 0172-52-4316

## 2. ソフト支援・創業相談(支援拠点)

■令和5年12月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	インキュベーション・マネジャーによる伴走型個別支援(創業相談)	全県	<p>【概要】 創業を希望する方や創業間もない方に対し、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネジャー(IM)が創業に関する様々な相談に対して、伴走型で支援、アドバイスを行います。</p> <p>【URL】<a href="https://www.21aomori.or.jp/sougyou/">https://www.21aomori.or.jp/sougyou/</a></p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	相談対応	青森銀行窓口	<p>【概要】 創業、起業時における補助金申請サポートや事業計画作成支援等、当行が保有する専門知識とソリューション機能を提供する。また、当行窓口で相談することによって、各外部専門機関のサービスをワンストップで活用することが可能となる。</p> <p>【場所】青森銀行窓口 【日時】平日9:00～15:00(一部昼休憩導入営業店あり) 【URL】非対応 【オンライン】非対応</p>	青森銀行窓口 または専用ダイヤル (ビジネスパートナー部) 電話:0120-200-125 (受付時間:平日9:00～17:00)
通年	経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク事業)	県内の商工会	<p>【概要】 小規模事業者又は創業を予定する者の経営革新努力を支援するために、必要とする専門的知識・技術について深い見識を有する専門家を小規模事業者等の要請に応じて当該企業に直接派遣し、具体的、実践的な事項に関して適切な指導、助言を行い経営資質の向上を図る。</p> <p>【受付】県内の商工会 【場所】相談者事業所へ派遣 【日時】相談者と日程調整可能 【URL】<a href="http://www.aomorishokoren.or.jp/other/expert.html">http://www.aomorishokoren.or.jp/other/expert.html</a> 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県商工会連合会 広域支援課 地域支援係 (担当:治部袋) 電話:017-734-3394
通年	創業サポート窓口	青森市 弘前市 八戸市 五所川原市 十和田市 むつ市	<p>【概要】 当協会が中小企業者(創業予定者を含む)に対し、金融・経営・創業等の各種支援を提供しております。</p> <p>【場所】当協会営業所、各支所 【日時】月～金9:00～17:00(祝日除く) 【URL】— 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1356 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	創業定期相談会(インキュベーション・マネジャーによる伴走型創業支援)	県内5市	<p>【概要】 創業を希望する方や創業間もない方に対し、インキュベーション・マネジャーが伴走型で支援、アドバイスを行う定期相談会を県内5市にて実施いたします。</p> <p>【場所】 黒石市(黒石市産業会館) 五所川原市(五所川原市民学習情報センター) 十和田市(十和田市地域交流センター(とわふる)) 三沢市(三沢市商工会館/三沢市総合社会福祉センター) むつ市(むつ来さまい館) 【日時】下記URLをご参照ください。 【URL】<a href="https://www.21aomori.or.jp/topics/16453">https://www.21aomori.or.jp/topics/16453</a></p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	スタートアップ&成長を目指す創業者のための経営相談会	県内3市	<p>【概要】 21あおもり産業総合支援センターの創業・起業の専門家が、県内3市において、創業前の構想段階や創業後の成長について、具体的なアドバイスや補助金等の情報提供により支援する定期相談会を開催します。</p> <p>【場所】 青森市(21あおもり産業総合支援センター) 弘前市(ひろさきビジネス支援センター) 八戸市(八戸インテリジェントプラザ)</p> <p>【日時】下記URLをご参照ください。 【URL】<a href="https://www.21aomori.or.jp/topics/27948">https://www.21aomori.or.jp/topics/27948</a> 【オンライン】オンライン相談可</p>	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066
通年	女性創業相談DAY	青森市 弘前市 八戸市	<p>【概要】 女性創業者(創業予定者含む)および女性経営者が気軽に相談できるよう、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターと共催で女性限定の相談会を開催。</p> <p>【場所】当協会青森営業所、弘前支所、八戸支所 【日時】 青森:4/24、5/23、6/20、7/28、8/22、9/19、10/27、11/24、12/19、1/23、2/2、3/1 弘前:4/18、5/10、6/7、7/18、8/28、9/19、10/17、11/8、12/6、1/29、2/26、3/6 八戸:4/7、5/12、6/9、7/5、8/4、9/8、10/6、11/10、12/8、1/12、2/9、3/8 【URL】— 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356 青森営業所 電話:017-723-1356 弘前支所 電話:0172-32-1331 八戸支所 電話:0178-24-6181 五所川原支所 電話:0173-35-4121 十和田支所 電話:0176-23-4331 むつ支所 電話:0175-22-1204
通年	AOMORI STARTUP CENTER(あおもりスタートアップセンター)	青森市	<p>【概要】 経営に関する豊富な知見を有するコーディネーターが常駐し、起業・創業希望者等に対し、構想段階でのアイデア整理、ビジネスモデルの構築、事業計画・資金計画の作成等についての助言や支援制度の情報提供等を行います。 ※東青地域5市町村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)に在住する創業希望者や東青地域5市町村での創業を希望される方等が対象</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】火～土曜日 10:00～19:00 【URL】<a href="https://ao-sta.com/">https://ao-sta.com/</a> ※各種SNS等もこちらから登録できます</p>	AOMORI STARTUP CENTER(あおもりスタートアップセンター) 電話:017-763-0037 青森市 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム (担当:石戸、加福) 電話:017-734-2378
通年	ひろさきビジネス支援センター	弘前市	<p>【概要】 創業・起業志望者を構想から一貫して支援する専門家のインキュベーション・マネジャー(IM)や経営相談員が、事業の知識、ノウハウ等をアドバイスし、事業達成へと導きます。具体的には、創業に関する融資制度の説明や、事業計画書の作成方法やブラッシュアップ関係に係る手続き等について、伴走しながらサポートします。電話やメールでお名前、連絡先、希望時間、相談内容の概要などをお伝えください。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニケーションプラザ棟2階 【日時】 ・午前9時～午後5時 毎月～金曜日・第3土曜日(祝祭日、年末年始を除く) (ただし、水曜日・毎月第1・第3月曜日は午前9時～午後8時) ・経営相談員による相談は平日、第3土曜日 ・IMによる相談は毎週水曜日、第3土曜日、毎月第1・第3月曜日のみ ・IMによる相談以外もすべて事前予約制 【URL】FaceBookで「ひろさきビジネス支援センター」と検索してください。</p>	ひろさきビジネス支援センター 電話:0172-32-0770



時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	創業相談	弘前市	<p>【概要】 創業に関する相談全般(創業計画、資金調達、記帳指導等)</p> <p>【場所】弘前商工会議所 【日時】当初営業日、営業時間随時 【URL】ー 【オンライン】ー</p>	弘前商工会議所 中小企業相談所 電話:0172-33-4111
通年	はちのへ創業・事業承継サポートセンター	八戸市	<p>【概要】 八戸商工会議所職員(IM)や中小企業診断士が創業希望者の相談に応じ、事業計画の作成や資金調達の支援など、事業の構想段階から開業後のフォローまでワンストップでサポートします。また、創業に関するセミナーなども開催しています。</p> <p>【場所】八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階 【日時】 ・月曜日～金曜日 9:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く。 ・相談時間を21:00まで延長する夜間相談を週1回実施。 ・休日相談を月1回実施。 【URL】<a href="https://starting-business.net">https://starting-business.net</a> 【オンライン】相談対応可</p>	はちのへ創業・ 事業承継 サポートセンター 電話:0178-51-9593  八戸市 商工課 (担当:中里) 電話:0178-43-9242
通年	黒石市創業相談ルーム	黒石市	<p>【概要】 インキュベーション・マネージャーが経営のノウハウを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を展開しています。</p> <p>【場所】黒石市産業会館2階 商工会議所内 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00(要予約) 【URL】 <a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html</a></p>	黒石市 商工課商工振興係 (担当:齋藤) 電話:0172-52-2111 (内線641)  ○「お申込み」については21あおもり産業総合支援センター 電話:017-777-4066
通年	ごしよがわら圏域創業相談ルーム	五所川原市	<p>【概要】 五所川原圏域2市4町(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)における広域連携により、創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー(IM)」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。</p> <p>【場所】 五所川原市民学習情報センター2階 【日時】 毎週火曜日(原則第5火曜日除く) 10:00～16:00 【URL】 <a href="https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyosoudan.html">https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyosoudan.html</a></p>	五所川原市 商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)  ほか構成市町担当課
通年	十和田市創業相談ルーム	十和田市	<p>【概要】 創業・起業支援の専門家「インキュベーションマネージャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に対応します。</p> <p>【場所】十和田市地域交流センター(とわふる) 【日時】毎月第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 【URL】<a href="http://www.city.towada.lg.jp/docs/2018042000047/">http://www.city.towada.lg.jp/docs/2018042000047/</a></p>	十和田市 商工観光課 (担当:原田) 電話:0176-51-6773

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	三沢市創業相談 ルーム	三沢市	<p>【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に 応じます。</p> <p>【場所】三沢市商工会館 3階 事務室 【日時】毎月第2・第4火曜日 10:00～15:00(最終受付) 【URL】 <a href="https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html">https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html</a> 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当:鈴木) 電話:0176-53-5111 (内線553)
通年	むつ市創業相談 ルーム	むつ市	<p>【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構 想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に 応じます。 (大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施)</p> <p>【場所】むつ来さまい館 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00 【URL】<a href="http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,74649,30,221,htm">http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,74649,30,221,htm</a> 【オンライン】zoomによる相談対応可</p>	むつ市 産業雇用政策課 (担当:中村) 電話:0175-22-1111 (内線2651)
通年	経営相談会	平川市	<p>【概要】 平川市と公益財団法人21あおり産業総合支援センター(青森県よ ろず支援拠点)との共催により、平川市内に所在する小規模事業 者・中小企業および平川市内の創業希望者を対象とした相談会</p> <p>【場所】平川市役所 1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」 【日時】 (1)相談日 4月12日(水) 5月2日(火) 6月12日(月) 7月10日(月) 8月16日(水) 9月11日(月) 10月13日(金) 11月13日(月) 12月11日(月) 1月15日(月) 2月2日(金) 3月26日(火) (2)相談時間 ① 9:30～10:45 ②10:45～12:00 ③13:15～14:30 ④14:30～15:45 ⑤15:45～17:00 【URL】 <a href="https://www.city.hirakawa.jp/shigoto/oshirase/2023-0105-1026-143.html">https://www.city.hirakawa.jp/shigoto/oshirase/2023-0105-1026-143.html</a> 【オンライン】要相談</p>	平川市 商工観光課 商工振興係 (担当:齋藤舜也) 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年	今別町起業・ 創業相談	今別町	<p>【概要】 起業・創業についてご相談に応じます。</p> <p>【場所】今別町商工会議所 【日時】毎日9:00～17:00まで随時相談を受け付けます。 【URL】未定 【オンライン】-</p>	今別町商工会 TEL:0174-35-2014
通年	相談窓口	外ヶ浜町	<p>【概要】 創業希望者及び新事業展開を目指す中小企業者等を対象とした相 談窓口を設置</p> <p>【場所】外ヶ浜町役場 総務課及び産業観光課 【日時】役場開庁時 【URL】- 【オンライン】-</p>	外ヶ浜町 総務課 電話:0174-31-1111 産業観光課 電話:0174-31-1228

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	ワンストップ相談窓口	藤崎町	<p>【概要】 藤崎町経営戦略課企画調整係に創業支援の相談窓口を設置。相談者に対し支援施策や支援機関を紹介する。</p> <p>【場所】藤崎町経営戦略課企画調整係 【日時】平日8:15～17:00 【URL】－ 【オンライン】－</p>	藤崎町 経営戦略課 企画調整係 電話:0172-88-8258
通年	ワンストップ相談窓口	七戸町	<p>【概要】 七戸町商工観光課に創業支援の相談窓口を設置。相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。</p> <p>【場所】七戸町商工観光課(道の駅しちのへ道路・観光情報館内) 【日時】平日9時から17時まで 【URL】－ 【オンライン】－</p>	七戸町 商工観光課 (担当:中村) 電話:0176-62-2137
通年	よろず出張相談会	七戸町	<p>【概要】 よろず支援拠点から専門家が七戸町に出張し、無料で相談に応じます。</p> <p>【場所】七戸観光交流センター 【日時】 令和5年4月6日、5月11日、6月8日、7月6日、8月3日、9月7日、 10月5日、11月2日、12月7日、令和6年1月11日、2月1日、3月7日 午前10時から16時 【URL】－ 【オンライン】－</p>	七戸町 商工観光課 (担当:中村) 電話:0176-62-2137
通年	起業・創業 ワンストップ相談窓口	六ヶ所村	<p>【概要】 六ヶ所村政策推進課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、(公財)21あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、六ヶ所村商工会及び金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。</p> <p>【場所】六ヶ所村役場 政策推進課 【日時】平日 9:00～17:00 【URL】<a href="http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,986,831,124,html">http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,986,831,124,html</a> 【オンライン】要相談</p>	六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 電話:0175-72-2111
通年	創業相談窓口	田子町	<p>【概要】 田子町の価値高める事業や商品開発に対し、地域に密着した創業・起業の伴走型支援専門家「インキュベーション・マネジャー」が相談に応じます。</p> <p>【場所】田子町役場1階 商工振興課内 【日時】平日9:00～16:00(火曜日を除く) 【URL】－ 【オンライン】－</p>	田子町 商工振興課 6次産業戦略推進 グループ (担当者:本木) 電話0179-23-0153
通年	創業サロン	田子町	<p>【概要】 地域に密着した創業・起業の伴走型支援専門家「インキュベーション・マネジャー」が相談に応じます。 町立図書館と連携し創業・起業、まちづくりに関する書籍を集め移動図書館を設置。創業志望者のアイデアの創造と自分自身と向き合う場の創出します。</p> <p>【場所】田子町文化観光交流施設 みろく館 【日時】毎週火曜日 10:00～16:00 【URL】－ 【オンライン】－</p>	田子町 商工振興課 6次産業戦略推進 グループ (担当者:本木) 電話0179-23-0153

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年	ワンストップ相談窓口	南部町	<p>【概要】 南部町商工観光課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、支援機関を紹介する。</p> <p>【場所】南部町商工観光課 【日時】平日8時15分～17時 【URL】－ 【オンライン】－</p>	南部町 商工観光課 電話:0178-38-5965
通年	ワンストップ相談窓口	階上町	<p>【概要】 階上町産業振興課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、商工会と連携して、支援対策や支援機関を紹介する。</p> <p>【場所】階上町役場産業振興課 【日時】平日8:15～17:00 【URL】－ 【オンライン】－</p>	階上町 産業振興課 商工観光グループ (担当:小山田) 電話:0178-88-2875 (内線:272)

### 3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補給)

■令和5年12月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
<p>通年募集</p>	<p>「選ばれる青森」への 挑戦資金 (青森県特別保証融資制度)</p>	<p>【対象】 ・県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業 ・空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 など 【限度額】1億円 【利率】 事業承継枠以外 1.1%(条件によって1.0%又は0.9%又は0.7%) 事業承継枠 金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 【期間】運転資金10年以内、設備資金15年以内(対象によっては運転資金・設備資金ともに10年以内) 【URL】<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html</a></p> <p>【県と市町村が保証料等を補助します】 「選ばれる青森」への挑戦資金を含む青森県特別保証融資制度を利用する場合、県と市町村では、その保証料又は利子の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。全ての市町村において補助制度の利用が可能です。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</a></p>	<p>青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368</p>
<p>通年募集</p>	<p>経営安定化サポート資金保証料補給(経営安定枠) (青森県特別保証融資制度)</p>	<p>【対象】 以下①～④のいずれかに該当する方 ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益(以下「売上高等」という。)が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方 ② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方 ③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方 ④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方 【限度額】4,000万円 【利率】金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 【期間】10年以内 【URL】<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html</a></p> <p>【県と市町村が保証料を補助します】 経営安定化サポート資金についても、県と市町村では、その保証料の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</a></p>	<p>青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368</p>
<p>通年募集</p>	<p>経営安定化サポート資金(災害枠) (青森県特別保証融資制度)</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている方(事業開始後1年未満の中小企業者を含む。) 【限度額】3千万円 【利率】融資期間3年以内 0.9% 融資期間3年以上 1.1% 【期間】運転資金・設備資金ともに10年以内 【URL】<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html</a></p> <p>【県と市町村が保証料を補助します】 経営安定化サポート資金についても、県と市町村では、その保証料の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。 実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</a></p>	<p>青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368</p>

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
<p>通年募集</p>	<p>事業活動応援資金【事業活動枠】 (青森県特別保証融資制度)</p>	<p>【対象】 事業活動に必要な資金の調達を図る方 【限度額】1億円 【利率】金融機関所定利率-0.3%(上限2.0%) 【期間】運転資金10年以内、設備資金15年以内 【URL】<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/maruou.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/maruou.html</a></p>	<p>青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368</p>
<p>通年募集</p>	<p>青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金</p>	<p>青森市内において、商店街等の区域における空き店舗を賃借し、出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等を対象に、店舗改装工事費の一部を補助します。</p> <p>【対象経費】 事業実施のために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事等に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税を除く) 【補助金の額】 ・1/2以内の額(上限100万円) 【条件等】 ・補助事業を申請する者は、交付決定を受けた後に工事の契約を締結し、工事に着手しなければならない。 ・補助事業を申請する者は、あらかじめ事業内容を青森市が設置する起業・創業相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」へ相談すること。 ・補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟すること。 ・補助事業者は、補助事業完了後3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。 【URL】 <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/keizai-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/chuushin-syoutengai/07.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/keizai-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/chuushin-syoutengai/07.html</a></p>	<p>青森市 経済政策課 商業振興チーム (担当:種市) 電話:017-734-2376</p>
<p>通年募集</p>	<p>弘前市 空き店舗対策事業費補助金</p>	<p>中心市街地の空き店舗等に小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の改修工事費又は賃借料を補助します。また、健康又は子育て関連の店舗の場合、補助金額を上乗せします。</p> <p>【対象区域】 ①中心市街地区域内で、市が指定する道路に面した1階の空き店舗等(改修工事費) ②中心市街地区域内で、①以外の空き店舗等(改修工事費) ③中心市街地区域内で、市が指定する道路に面した1階の空き店舗等(賃借料) 【対象となる物件】 中心市街地の物件で以下の条件を全て満たすもの。 ①概ね1か月以上使用されていないこと。 ②道路に面していること。 ③道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有すること。 ④一定の親族関係又は資本関係を有する者が所有していない物件であること。 【補助対象経費】 改修工事費 空き店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外) 賃借料 (敷金・礼金、共益費、消費税等は対象外) 【補助率及び補助限度額】 対象区域①補助率3分の2、補助限度額150万円 対象区域②補助率2分の1、補助限度額50万円 (中心市街地区域内での移転は補助限度額25万円) 対象区域③補助率2分の1、補助限度月額5万円・合計限度額50万円 ・健康又は子育て関連の店舗の場合は、改修工事費の補助限度額を25万円上乗せ、賃料補助の補助率を3分の2とし、月額補助上限額を2万5千円上乗せ 【利用条件】 ・継続営業期間 3年以上営業すること。 ・営業時間 1日のうち9時から21時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として1週間のうち5日以上営業すること。 ・組合等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。 【URL】 <a href="http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/akitennpohojokinn.html">http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/akitennpohojokinn.html</a></p>	<p>弘前市 商工労政課 商業振興係 電話:0172-35-1135</p>

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	八戸市 創業融資利子補給事業	<p>創業者の資金調達に係る費用負担を軽減するため、日本政策金融公庫が実施する創業に係る融資を利用する事業者に対し、利子補給を行います。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市内で創業する(又は創業後1年未満の)者</li> <li>・産業競争力強化法に基づく「八戸市創業支援等事業計画」に定める「特定創業支援等事業」による支援を受けた者、又は代表者が特定創業支援等事業による支援を受けた法人</li> </ul> <p>【利子補給対象融資額】500万円以内  【資金使途】運転資金・設備資金  【補給利率】借入利率の1%に相当する額。ただし、借入利率が1%未満の場合は、支払った利子額に相当する額。  【補給期間】最大3年間  【URL】  <a href="https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya_sogyosyashien/2/2607.html">https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya_sogyosyashien/2/2607.html</a></p>	八戸市 商工課 (担当:梅内) 電話:0178-43-9242
通年募集	八戸市新規会社設立 登録免許税等補助金	<p>新たな創業者を後押しするため、市内において新規に会社設立を行う者に対して、会社設立にかかる登録免許税等の経費の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業者で、令和4年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。</li> <li>・市から特定創業支援等事業の証明を受けていること。</li> <li>・新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。</li> <li>・新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。</li> </ul> <p>【補助金額】</p> <p>(1)株式会社を設立する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税 一律75,000円</li> <li>・定款認証手数料 一律30,000円</li> </ul> <p>(2)合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税 一律30,000円</li> </ul> <p>【URL】  <a href="https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya_sogyosyashien/2/18174.html">https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/zigyosya_sogyosyashien/2/18174.html</a></p>	八戸市 商工課 (担当:中里) 電話:0178-43-9242
通年募集	黒石市中心商店街空き店舗対策事業補助金	<p>【対象】</p> <p>黒石市中心商店街対象地域で取得し、若しくは賃借した空き店舗を改修して開業とする者又は空き店舗を賃借して開業し1年を経過した者</p> <p>【限度額】</p> <p>店舗等改修費 補助対象経費の50% 上限500,000円  店舗等賃借料 補助対象経費の50% 上限300,000円  移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円</p> <p>【期間】年度内  【URL】  <a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html</a></p>	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)
通年募集	黒石市起業移住支援金	<p>【対象】</p> <p>市内で新たに起業する方、又は起業後1年未満の方</p> <p>【限度額】</p> <p>起業に要する経費や事業の運営に必要な経費  補助対象経費の50% 上限300,000円  移住者加算有 世帯200,000円 単身者100,000円</p> <p>【期間】年度内  【URL】<a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/2023-0111-1136-60.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/2023-0111-1136-60.html</a></p>	黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	黒石市小口資金 特別保証制度	<p>【対象】 市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき1,250万円以内</p> <p>【利率】1.8%以内</p> <p>【期間】7年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 <a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html</a></p>	<p>黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641) ○「制度の利用」については市内金融機関へ</p>
通年募集	黒石市事業活性化資金 特別保証制度	<p>【対象】 市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】1.9%以内</p> <p>【期間】10年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 <a href="http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html">http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html</a></p>	<p>黒石市 商工課商工振興係 電話:0172-52-2111 (内線641) ○「制度の利用」については市内金融機関</p>
通年募集	創業等支援家賃補助事業	<p>【対象】 中心商店街等で新たに小売業・サービス業・飲食業・コミュニティ施設を創業または事業承継する事業主の方で、各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 対象店舗の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は3万円のいずれか低い額を24月分</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html">https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html</a></p>	<p>五所川原市 商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)</p>
通年募集	空き工場等賃借料補助事業	<p>【対象】 空き工場等を活用して製造業・道路貨物運送業・卸売業・倉庫業・梱包業・情報サービス業・コールセンター業を行おうとする事業主の方で、2人以上(ソフトウェア業、情報サービス業は1人以上)を正規雇用し継続的な事業を行う事業主のうち、各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を24月分</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html">https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html</a></p>	<p>五所川原市 商工観光課 (担当:奈良) 電話:0173-35-2111 (内線2573)</p>
通年募集	創業者支援利子補給金事業	<p>【対象】 (株)日本政策金融公庫から創業または事業承継に係る融資を受けた方で、各要件を満たす方</p> <p>【限度額】 創業または事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額)</p> <p>【期間】対象期間の利子の支払終了後3ヶ月以内に申請</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html">https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html</a></p>	<p>五所川原市 商工観光課 (担当:山中) 電話:0173-35-2111 (内線2572)</p>



時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で1か月以上使用されていない空き店舗等を活用すること</li> <li>・2年以上継続して営業することが見込まれること</li> <li>・補助金交付申請前に営業又は改修等をしていないこと など</li> </ul> <p>【限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外から転入等し、店舗面積が200㎡以上：上限額300万円</li> <li>・市外から転入等し、店舗面積が200㎡未満：上限額150万円</li> <li>・それ以外：上限額50万円</li> </ul> <p>※市外から転入等の場合、令和3年10月1日以降に転入(あるいは本店の住所移転)したこと</p> <p>【補助率】外装・内装設備等の工事費用の2分の1(一部地区3分の2)</p> <p>【期間】通年</p> <p>【URL】<a href="http://www.city.towada.lg.jp/docs/2016040400029/">http://www.city.towada.lg.jp/docs/2016040400029/</a></p>	十和田市 商工観光課 商工労政係 電話：0176-51-6773
通年募集	三沢市簡易小口資金特別保証制度	<p>【対象】</p> <p>市内の中小企業者を対象に、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】7年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】<a href="https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html">https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</a></p>	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当：平) 電話：0176-53-5111 (内線281)
通年募集	三沢市中小企業活性化資金特別保証制度	<p>【対象】</p> <p>市内の中小企業を対象として、経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を図るもの。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】10年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】<a href="https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html">https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</a></p>	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当：平) 電話：0176-53-5111 (内線281)
通年募集	起業化支援事業補助金	<p>【対象】</p> <p>雇用の創出が期待できる起業または新分野への進出を図る事業を行う方に対して、事業費の一部を補助する。</p> <p>【限度額】補助対象経費の3分の2、上限100万円</p> <p>【期間】通年(予算の範囲内)</p> <p>【URL】<a href="https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,34954,42,424.html">https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,34954,42,424.html</a></p>	三沢市 産業観光課 産業支援係 (担当：鈴木) 電話：0176-53-5111 (内線553)
通年募集	むつ市創業融資利子補給金	<p>創業時の借入に係る利子の一部補給を行います。</p> <p>【対象】</p> <p>次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①むつ市内で創業する法人または個人(市外居住者を含む)</li> <li>②融資の際に新たに創業する者または創業後1年未満の者</li> <li>③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること</li> <li>④市税を完納していること</li> </ol> <p>【補給上限額】15万</p> <p>【補給内容】融資を受けた日から12か月分の利子の1%相当額</p> <p>【URL】<a href="https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyouyuu-shi-rishihokuyuu.html">https://www.city.mutsu.lg.jp/work/sangyou/syoukougyou/sougyouyuu-shi-rishihokuyuu.html</a></p>	むつ市 産業雇用政策課 (担当：中村) 電話：0175-22-1111 (内線2651)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	つがる市 UIJターン起業支援事業	<p>【対象】 次の要件をすべて満たすもの ①UIJターンにより市内に移住したもの ②個人事業を開業した者の住所及び当該者が新設した事業所等の所在地(法人を設立した場合にあっては、当該法人の代表者の住所及び主たる事業所の所在地をいう。以下「住所」という。)が市内であること ③住所を市内に定めた日と開業日が異なる場合は、当該異なる期間がおおむね1年以内であること ④住所を定めた日から過去1年以内に市内に住所を定めたことがないもの ⑤補助金の交付申請時において納付すべきすべての税金を完納していること</p> <p>【限度額】 対象経費(機器リース料、人件費、賃借料及び共益費)のうち、月額25,000円</p> <p>【期間】3年間</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/keizai/shoukourousei/shoukou/tyuusyoukigyousienn/6603.html">https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/keizai/shoukourousei/shoukou/tyuusyoukigyousienn/6603.html</a></p>	つがる市 商工労政課 電話:0173-42-2111 (内線418)
通年募集	つがる市空き店舗対策事業	<p>【対象】 新たに市内の空き店舗を活用して事業を行う者であって、次に掲げる条件をすべて満たすもの ①過去3年間において、本補助金の交付を受けていないこと ②空き店舗の所有者と生計を一にするものでないこと ③空き店舗の所有者と二親等以内の親族でないこと ④つがる市暴力団排除条例施行規則第2条第5号に規定する排除措置対象者でないこと ⑤市税(法人市民税(法人である場合に限る)、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していない者であること ⑥開業にあたり、つがる市商工会に加入し、つがる市商工会から経営指導を受けているものであり、開業後も継続的に経営指導を受けることができる者 ⑦週5日以上、午前9時から午後7時までの間に3時間以上営業し、かつ、1年以上営業を継続できるもの</p> <p>【限度額】 店舗改修費 100万円(補助対象経費の2/3以内) 店舗賃借料 1年目 60万円(2/3以内) 2年目 30万円(1/2以内) 3年目 15万円(1/3以内)</p> <p>【期間】3年間</p> <p>【URL】<a href="http://www.aomorishokoren.or.jp/shokokai/tugaru/shinki/">http://www.aomorishokoren.or.jp/shokokai/tugaru/shinki/</a></p>	つがる市商工会 電話:0173-42-2449
通年募集	平川市 空き店舗対策事業補助金	<p>【対象】 新たに市内の空き店舗を活用し、3年以上継続して営業することが見込まれる事業。</p> <p>【補助額】 ①賃借料補助額 営業開始月から最大12か月分の3分の2以内。月額5万円、年額60万円を限度。 ②改修費補助額 2分の1以内。商業集積地域は100万円、その他の地域は50万円を限度。 ※消費税は補助対象外</p> <p>【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html">https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html</a></p>	平川市 商工観光課 商工振興係 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732
通年募集	平川市 創業支援事業補助金	<p>【対象】 市内で創業し、金融機関から融資を受けて行う事業で、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業。</p> <p>【補助額】 事業認定日から起算して12か月を経過する日までに係る経費の2分の1(ほかの補助金等を併用する場合は、それを控除した額の2分の1以内。)。50万円を限度。 ※消費税は補助対象外</p> <p>【その他】 事業者認定前に着手した事業は補助対象外。</p> <p>【URL】 <a href="https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/2021-0409-1749-143.html">https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/2021-0409-1749-143.html</a></p>	平川市 商工観光課 商工振興係 電話: 代表 0172-44-1111 (内線1459) 直通 0172-55-5732

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	鱒ヶ沢町創業支援事業補助金	町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助。 【対象】 ①年度内に創業又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方 ②町内に居住又は主たる事務所を置き、2年以上継続して営業を行う計画がある方 など 【対象経費】 土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等 【補助率等】対象経費の2分の1以内又は100万円以内のいずれか低い額 【URL】 <a href="https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html">https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html</a>	鱒ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話:0173-72-2111 (内線344)
通年募集	空き店舗等対策事業補助金	町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助。 【対象】 小売業、飲食業、サービス業に供する店舗が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設 など 【対象経費】空き店舗等の開業月以降連続する12ヵ月分の賃借料 【補助率等】対象経費の3分の2以内又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額 【URL】 <a href="https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html">https://www.town.ajigasawa.lg.jp/sangyo_jigyo/jigyo_koyo/chushokigyosien2023.html</a>	鱒ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話:0173-72-2111 (内線344)
通年募集	深浦町 創業支援事業費補助金	【対象】 ①町内に住所を有する個人及び法人 ②町内で事業を行おうとする者で町税等の滞納がない者 (対象外となる業種～金融保険業、風俗営業・店舗型性麻雀店・パチンコホール・その他の遊戯場、芸ぎ業・芸ぎ幹旋業、宗教、政治・経済・文化団体等)等 【限度額】 補助対象経費の3/4以内。上限150万円 【URL】 <a href="https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2022051700010/">https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2022051700010/</a>	深浦町 観光課 商工振興係 電話:0173-74-4412
通年募集	大鰐町小口資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】1企業につき1,250万円 【利率】年1.9% 【期間】7年以内 【URL】 <a href="http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html">http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html</a>	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
通年募集	大鰐町事業活性化資金 特別保証制度	【対象】 事業経営に必要な資金を図る中小企業者 【限度額】1企業につき2,000万円 【利率】年1.9% 【期間】10年以内 【URL】 <a href="http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html">http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,8459,43.html</a>	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
～12月	空き店舗等活用創業支援事業補助金	<p>【対象】 都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業その他町長が認める事業</p> <p>【補助対象経費】 ①外装・内装工事費、設備(水道、電気、ガス、空調)工事費、付帯工事費及び設計費 ②補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の2分の1(上限あり)</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,11532,43.html">http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/9,11532,43.html</a></p>	大鰐町 企画観光課 観光商工係 電話:0172-55-6561
【募集期間】 4～12月	板柳町空き店舗利活用推進事業費補助金	<p>【対象】 板柳町の中心商店街区域内の空き店舗を利活用して事業活動を行う者</p> <p>【補助対象経費】 空き店舗の改装工事のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等にかかる経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の2分の1その上限額は、100万円とする。</p> <p>【期間】申請受付:4月～12月</p>	板柳町 産業振興課 電話:0172-73-2111
通年募集	鶴田町小口資金特別保証融資制度	<p>【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】1,000万円</p> <p>【利率】2.3%以内</p> <p>【期間】7年以内</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.tsuruta.lg.jp/">http://www.town.tsuruta.lg.jp/</a></p>	鶴田町 企画観光課 電話:0173-22-2111
通年募集	鶴田町事業活性化資金特別保証融資制度	<p>【対象】 鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】2,000万円</p> <p>【利率】2.4%以内</p> <p>【期間】10年以内</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.tsuruta.lg.jp/">http://www.town.tsuruta.lg.jp/</a></p>	鶴田町 企画観光課 電話:0173-22-2111
通年募集	産業創出応援事業費補助金	<p>魅力ある商工業の振興と商店街の活性化などの地域経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、事業者が行う産業創出活動に要する経費について補助するもの</p> <p>【対象】 ①雇用奨励費 新たに雇用された者のうち、雇い入れの日において65歳未満の者の人件費※建設、建築、土木事業及び家族(2親等以内)労働にかかる人件費は除く ②創業応援費 新たに雇用し行う事業の開始のために必要となる事業用施設の土地・建物の借料、設備・機械等の購入や修繕、マーケティング活動費等に係る初期費用(2親等以内との取引に係るものは除く)</p> <p>【補助額】 ①雇用奨励費 1名につき、補助対象経費の3分の2以内(最大3名分) 限度額 町内(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり50万円 町外(現住所)の方を雇用した場合 1名あたり25万円 ②創業応援金 補助対象経費の3分の2以内 限度額 50万円</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo">http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo</a></p>	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	空き店舗・空き家活用事業費補助金	<p>空き店舗及び空き家の利用を通じて町のにぎわいを創出するとともに、魅力ある商工業の振興及び商店会の活性化などの地域経済の発展を促進することを目的としており、町内の空き店舗等を活用して新たに出店する者の店舗改装に関する経費を補助するもの</p> <p>【対象】 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン(看板)工事、電気工事等に要する経費。 ※町内業者に発注したものが対象になるが、町内業者が扱っていないものに関しては、町外業者への発注も認める。</p> <p>【補助額】 補助対象経費の3分の2以内 限度額 商業地域内の場合 60万円 商業地域外の場合 30万円</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo">http://www.town.noheji.aomori.jp/life/sangyo</a></p>	野辺地町 産業振興課 商工観光交流担当 電話:0175-64-2111
通年募集	創業スタートアップ支援事業補助金	<p>【対象】 町内で新たに創業する者、または創業を予定している者で、次のいずれにも該当するもの。 ①町内で事業を興す個人または法人であること。 ②納税状況が良好であること。 ③個人の場合、町内に居住していること。 法人の場合、町内に本店または主たる事業所をおくこと。 ④創業において国、県の補助金またはその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。 ⑤暴力団と無関係であること。</p> <p>【限度額】 100万円 ① 空き店舗及び空き家を利用して創業する場合は、対象経費の2分の1以内の額。 ② ①に該当しない場合は、対象経費の4分の1以内の額。</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-84.html">http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-84.html</a></p>	七戸町 商工観光課 (担当:中村) 電話:0176-62-2137
~12月	東北町商業者等未来経営支援事業費補助金	<p>【対象】 町内で中小企業者・個人事業主として創業する事業</p> <p>【限度額】補助上限100万円 【補助率】補助対象経費の1/3</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_10-08.html">http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_10-08.html</a></p>	東北町 商工観光課 電話:0176-56-4148
通年募集	移住起業等支援事業補助金	<p>【対象】 町外から東北町へ転入し、新たに企業する方</p> <p>【限度額】補助上限30万円</p> <p>【URL】<a href="http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_03-50.html">http://www.town.tohoku.lg.jp/chousei/info/info_yakuba_03-50.html</a></p>	東北町 企画課 電話:0176-56-4082
通年募集	新創業融資利子補給	<p>【対象】 日本政策金融公庫から新創業融資制度の貸入れを行った者</p> <p>【限度額】3,000万(うち運転資金1,500万円) 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給</p> <p>【URL】<a href="http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html">http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html</a></p>	六ヶ所村商工会 電話:0175-72-2331

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	小規模事業者経営改善資金	<p>【対象】 日本政策金融公庫からの小規模事業者経営改善資金の貸入れを行った者</p> <p>【限度額】2,000万 【利率】1事業者36回までの約定利息分を補給 【URL】<a href="http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html">http://www.rokkasho.jp/index.cfm/14,12235,31,177.html</a></p>	六ヶ所村商工会 電話:0175-72-2331
通年募集	東通村中小企業小口資金特別保証	<p>【対象】 東通村内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】2,000万円以内 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村中小企業事業活性化資金特別保証	<p>【対象】 東通村内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】2,000万円以内 【利率】1.9% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125
通年募集	東通村小口零細企業特別保証	<p>【対象】 東通村に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)~(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。</p> <p>(1)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者について5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの((2)に掲げるものを除く。)</p> <p>(2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>(3)事業協同小組合にあって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの</p> <p>(4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの</p> <p>(5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの</p> <p>(6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)~(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>【限度額】2,000万円 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】-</p>	東通村 商工観光課 商工観光グループ 電話:0175-33-2125

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	三戸町 空き店舗活用事業費補助金	<p>【対象】 空き店舗において事業を開始する個人、法人、団体又は町内の商店街団体であって、次の要件を全て満たすもの。 ①事業を開始しようとする空き店舗及び既存店舗において、空き店舗を活用した店舗の営業開始から1年以上継続して営業できること。 ②町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。 ③1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。 ④出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあつては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。</p> <p>【限度額】新規事業者：100万円(補助率4/5) 既存事業者：50万円(補助率2/3)</p> <p>【期間】要綱制定日～令和6年3月31日</p> <p>【URL】-</p>	三戸町 まちづくり推進課 商工観光班 電話：0179-20-1117
【募集期間】 6～7月	五戸町の未来を創る企業 支援事業	<p>【対象】 町内で12か月以内に起業し、提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的に継続が可能な事業</p> <p>【交付額】 30万円(移住加算金20万円、空き家・空き店舗加算金50万円)</p> <p>【URL】 <a href="https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/20201102_star_tup_biz_support.html">https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/20201102_star_tup_biz_support.html</a></p>	五戸町 総合政策課 企画統計班 電話：0178-62-2111 (内線232・233)
通年募集	田子町小口資金 特別保証制度 ※信用保証料補助	<p>【対象】 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【貸付総額】1億円(1企業につき1,000万円以内)</p> <p>【貸付利率】年率1.9%以内</p> <p>【融資期間】10年以内(うち運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間)</p> <p>【URL】-</p>	田子町 商工振興課 2次3次産業戦略推進 グループ 電話：0179-20-7114
通年募集	田子町事業活性化資金 特別保証制度 ※信用保証料補助	<p>【対象】 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【貸付総額】1億円(1企業につき2,000万円以内)</p> <p>【貸付利率】年率1.9%以内</p> <p>【融資期間】10年以内(うち運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間)</p> <p>【URL】-</p>	田子町 商工振興課 2次3次産業戦略推進 グループ 電話：0179-20-7114
通年募集	田子町店舗等改修事業費補助 金	<p>【対象】 町内の空き店舗や既存店舗等において事業を開始する又は営んでいる個人又は法人</p> <p>【補助内容】店舗の改修工事に係る経費の補助</p> <p>【補助率・上限額】4/5 上限100万円</p> <p>【URL】-</p>	田子町 商工振興課 2次3次産業戦略推進 グループ 電話：0179-20-7114
通年募集	階上町事業活性化資金 特別保証制度	<p>【対象】 町内に住所を有する小規模事業者であり、かつ、町内において1年以上事業を営んでいること。</p> <p>【限度額】2000万円</p> <p>【利率】年率1.9%以内</p> <p>【期間】10年以内</p> <p>【URL】<a href="https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,0,31,341.html">https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,0,31,341.html</a></p>	階上町 産業振興課 商工観光グループ (担当：小山田) 電話：0178-88-2875 (内線：272)

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署・TEL)
通年募集	「選ばれる青森」への挑戦資金サクセス	<p>【対象】 県内で創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の方</p> <p>【限度額】1,000万円</p> <p>【利率】1.1% (優遇措置あり)</p> <p>【期間】運転・設備資金7年以内</p> <p>【URL】—</p> <p>※保証料補給あり</p>	<p>青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356</p> <p>青森営業所 電話:017-723-1356</p> <p>弘前支所 電話:0172-32-1331</p> <p>八戸支所 電話:0178-24-6181</p> <p>五所川原支所 電話:0173-35-4121</p> <p>十和田支所 電話:0176-23-4331</p> <p>むつ支所 電話:0175-22-1204</p>
通年募集	「選ばれる青森」への挑戦資金サクセスF	<p>【対象】 県内で創業をお考えの女性の方、もしくは創業後5年未満の女性の方</p> <p>【限度額】1,000万円</p> <p>【利率】0.9%</p> <p>【期間】運転・設備資金7年以内</p> <p>【URL】—</p> <p>※保証料補給あり</p>	<p>青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356</p> <p>青森営業所 電話:017-723-1356</p> <p>弘前支所 電話:0172-32-1331</p> <p>八戸支所 電話:0178-24-6181</p> <p>五所川原支所 電話:0173-35-4121</p> <p>十和田支所 電話:0176-23-4331</p> <p>むつ支所 電話:0175-22-1204</p>
通年募集	地域雇用開発助成金 地域雇用開発コース	<p>【対象】 青森県内においては、同意雇用開発促進地域(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村)及び過疎等雇用改善地域(五所川原市、むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の区域)、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、風間浦村、佐井村)において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇入れを行った事業主。</p> <p>【支給額】 雇入れ求職者3名(創業に該当する場合は2名)以上で、設置・整備費用(300万円以上)に応じ、50万円～800万円。</p> <p>【URL】 厚生労働省ホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/index.html">https://www.mhlw.go.jp/index.html</a></p>	<p>各公共職業安定所 (ハローワーク) 助成金担当部署</p>
【募集期間】 5月1日～ 8月10日	令和5年度あおもり移住起業支援事業費補助金	<p>東京圏から青森県内に移住し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする方又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※においてデジタル技術を活用した事業承継若しくは第二創業する方に対し、起業及び事業承継又は第二創業に要する経費の一部を助成します。</p> <p>※未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業</p> <p>【対象】 ①東京23区の在住者又は東京圏在住で東京23区への通勤者(移住直前の10年間のうち、通算5年以上(直近1年間を含む)) ※ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も含む) ②交付決定時において転入後1年以内であること及び補助事業の事業期間完了日までに青森県内に居住すること。 ③事業期間完了日までに、青森県内で社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業すること。</p> <p>【補助率】1/2</p> <p>【補助上限額】200万</p> <p>【募集期間】令和5年5月1日～令和5年8月10日</p> <p>【URL】<a href="https://www.21aomori.or.jp/topics/25496">https://www.21aomori.or.jp/topics/25496</a></p>	<p>(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066</p>



## 4. 融資制度(自治体融資制度を除く)

■令和5年12月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	スタートアップ創出促進保証制度	<p>【対象】 県内で法人の創業をお考えの方、もしくは創業後5年未満の中小企業者</p> <p>【融資額】3,500万円</p> <p>【返済期間】10年以内(据置期間1年または3年)</p> <p>【URL】-</p>	<p>青森県信用保証協会 創業・経営支援課 電話:017-723-1356</p> <p>青森営業所 電話:017-723-1356</p> <p>弘前支所 電話:0172-32-1331</p> <p>八戸支所 電話:0178-24-6181</p> <p>五所川原支所 電話:0173-35-4121</p> <p>十和田支所 電話:0176-23-4331</p> <p>むつ支所 電話:0175-22-1204</p>
通年	日本政策金融公庫 【新規開業資金】	<p>【対象】 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方</p> <p>【融資額】 7,200万円(うち運転資金4800万円)</p> <p>【返済期間】 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>【URL】 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html</a></p>	<p>日本政策金融公庫 国民生活事業 青森支店 電話:0570-003521</p> <p>八戸支店 電話:0570-003753</p> <p>弘前支店 電話:0570-004375</p>
通年	青森銀行 【スタートアップ】	<p>【対象】 青森県内において新たに創業される方、創業後5年未満の方</p> <p>【融資額】1事業者さまにつき5,000万円以内</p> <p>【返済期間】7年以内</p> <p>【URL】<a href="http://www.a-bank.jp/">http://www.a-bank.jp/</a></p>	<p>青森銀行窓口 または専用ダイヤル (ビジネスパートナー部)</p> <p>電話:0120-200-125 (受付時間:平日9:00~17:00)</p>
通年	みちのく創業 チャレンジ資金	<p>【対象】 (1)青森県内および道南地区において創業する方 (2)創業後税務申告を2期終えていない方</p> <p>【限度額】3,000万円以内</p> <p>【利率】(1)2.475%(条件によって最大0.500%優遇)</p> <p>【期間】 (1)運転資金10年以内 (2)設備資金15年以内</p> <p>【URL】<a href="https://www.michinokubank.co.jp">https://www.michinokubank.co.jp</a></p>	<p>みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252</p>

時期	事業名・制度名	事業内容	問い合わせ先 (部署名・TEL)
通年	みちのく創業 サポートローン	<p>【対象】 新たに創業する、または創業後1年未満である法人(NPO法人含む) 及び個人事業主</p> <p>【融資額】500万円以内</p> <p>【返済期間】 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内(1年以内の据置期間含む) ※手形貸付の場合は期間1年以内</p> <p>【URL】 <a href="https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/support.html">https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/support.html</a></p>	株式会社みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252
通年	青森県信用組合 【創業支援資金】 創業支援融資制度「未 来」	<p>【対象】 青森県内において創業する方、創業2年以内の方</p> <p>【融資額】 1,000万円以内、但し、所要資金の9割を限度とする</p> <p>【返済期間】 運転資金 5年以内、期間内で1年間の元金据置を認める 設備資金 10年以内、期間内で2年間の元金据置を認める</p>	青森県信用組合 青森県内各支店